

## 生駒市条例第47号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「旅行した」を「出張した」に、「旅行」を「出張」に改め、同条第2項ただし書中「その他の委員及び嘱託員」を「別表に規定する上記以外の特別職の職員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別職の職員が会議等に参加し、又は公務のため勤務する場合において市長が特に必要と認めるときは、その出席又は勤務について、費用弁償として、市長が定める額の旅費を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。